

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人能美市社会福祉協議会
能美市寺井あんしん相談センター

1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

本事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止、早期発見及び迅速かつ適切な対応を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 虐待の定義

- (1) 身体的虐待：高齢者の身体に外傷や痛みを与える、若しくは生じるおそれのある暴行を加えること、又は正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分すること、又は高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止検討委員会の設置

本事業所は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的に「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置します。

(2) 委員会の委員構成

委員会の構成員は、以下のとおりとします。

- ・ 事務局長
- ・ 事務局次長
- ・ 在宅支援グループ グループリーダー
- ・ 在宅支援グループ サブグループリーダー

- ・寺井あんしん相談センター センター長
- ・寺井あんしん相談センター 管理者
- ・その他必要に応じ委員を任命する。

委員会の責任者として委員長を置き、これを事務局長が務めます。また、「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という。）を置き、これをセンター長が務めます。

（３）委員会の開催

委員会は、委員長の招集により年１回以上開催します。また、虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

（４）委員会における協議事項

- ①虐待防止検討委員会その他の事業所内の組織に関すること
- ②虐待防止のための指針の整備・見直しに関すること
- ③虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ④虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、能美市への通報が敏速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

４ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹する内容とします。

- （１）年１回以上、計画的に研修を実施します。
- （２）新任職員への研修を実施します。
- （３）その他必要な教育・研修を実施します。
- （４）研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、紙または電磁的記録等により保存します。

５ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- （１）虐待等が発生した場合には、速やかに能美市または地域包括支援センターに報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- （２）緊急性の高い事実が発生した場合には、能美市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待

者の権利と生命の保全を優先します。

- (3) 能美市から、高齢者虐待等に係る調査協力依頼等があった場合には、速やかに協力します。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、速やかに所内で共有し、解決に努めます。
- (2) 事業所内で虐待等に気づいた職員は、センター長に報告し、速やかな解決につなげられるよう努めます。
- (3) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握されにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めます。
- (4) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施します。
- (5) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行います。
- (6) 虐待が発生した場合の対応については、『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）』および『家庭内における高齢者虐待防止マニュアル（石川県）』ならびに『在宅高齢者の虐待対応の流れ（能美市）』に沿って対応します。

7 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護支援等について説明し、その求めに応じ、本会くらしサポートセンターのみ、能美市の関係窓口等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

8 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、最新の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、「6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとします。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針はいつでも閲覧できるよう、事務所内に備え付けるほか、本会ホームページに

も掲載します。

1 0 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

本指針で定める研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等に積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努めます。

1 1 付則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。